

2021年8月16日

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を 踏まえた当センターの対応について

横浜療育医療センター
センター長 甲斐純夫

平素より当センターの運営にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症は飲食店など不特定多数の人が集まる場所における感染拡大から、職場、学校、保育施設、さらに家庭内といった身近な場所での感染拡大にその場が移っています。そのため、当センターにおきましても職員家族の感染者が増加している状況があります。

家族内に感染者もしくは濃厚接触者が発生した場合、職員は一定期間の就業制限を受けるため、所属の部署において人員不足が生じてきます。現在は他部署の職員の応援などで業務に支障をきたさないように運用を行っていますが、今後、さらに感染者が広がってきた場合、人員の確保が困難となり、やむを得ず業務を縮小せざるを得ない状況になることが予想されます。

したがって、今後の感染者発生状況によっては、外来診療、生活介護、短期入所、リハビリテーションなどで利用制限を行う場合が生じることをご理解いただきますようお願い申し上げます。そのような状況になりましたら、本ホームページにて速やかにお知らせいたします。

皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。